SURE 静岡大学学術リポジトリ Shizuoka University REpository

犯罪捜査における取調べ通訳をめぐる法的問題

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2015-06-24
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 田淵, 浩二
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008769

犯罪捜査における取調べ通訳をめぐる 法的問題

田淵浩二

はじめに

日本語に通じない外国人を被疑者・被告人とする場合に生じる刑事訴訟法上の問題点は、適正手続の実質的保障の問題と、通訳の公平性・正確性の確保の問題に大別できる。⁽¹⁾

前者に該当するものとしては、一、通常逮捕の際の令状呈示、緊急逮捕の際の逮捕理由の告知、引致後の犯罪事実の要旨および弁護人選任権の告知と弁解録取、黙秘権の告知、領事館通報、起訴状送達など、法律上要求されている権利告知や防御機会の付与をどのように行うべきかという問題、二、勾留質問の際の説明事項、起訴状送達の際の説明事項等、法律上明文で要求されていなくとも、当該手続が防御準備の上で重要な意味を持つことから、これを理解させるために何を説明すべきかという問題、三、弁護人との接見交通の際の通訳人の身分(接見禁止の可否)、供述者が国外退去した場合の供述調書の証拠能力、上訴手続と退去強制など、法律を形式的に適用すれば被疑者・被告人にとって著しい防御上の不利益になる場合に、それをどのように制限すべきかという問題があげられる。

次に後者は、前者の諸問題を解決する上でも緊急課題とされている。すなわち、捜査機関にとっては、まず、逮捕令状の翻訳、緊急逮捕の際の理由告知、引致後の犯罪事実の要旨や弁護人選任権の告知および弁解録取等のためには、

法経研究44巻 2号 (1995年)

常時かつ機動的な捜査通訳体制が必要となる。さらに、取調べのための通訳人として、刑事法に関する知識を十分に備えており、かつ取調べの場において公平な通訳ができる人物を確保する必要がある。

裁判所にとっては、公平かつ正確な法廷通訳人の確保はもちろん、それに加 えて、適正手続の実質的保障の観点からの種々の外国語文書やビデオ等の整備、 上訴に備えての法廷通訳の記録(テープ録音)等が求められている。最高裁は これまでに、高裁単位の通訳人名簿の整備、通訳料の改善、外国人事件用説明 ビデオの作成、法廷通訳ハンドブックの作成、法廷通訳研究会の開催、法廷に おける原供述保存のための録音テープの保管、起訴状謄本送達の際の説明文の 添付、弁護人選任照会書等の定型的書式の翻訳文の作成、勾留質問手続の際の 説明文の呈示、外国の刑事司法制度、生活文化等に関する文献リストの作成な どを実施し、さらに起訴状概要の翻訳文の送付やワイヤレス通訳システムの導 入を検討中であるが、さらに対応言語の増加や質の向上が課題とされている。② 弁護通訳については、通訳人確保の困難に加え、起訴前弁護の通訳費の問題 が解決されなければならない。1994年度一年間における全国の当番弁護士受付 け件数に占める要通訳事件の割合は約11%に上昇しており、③外国人被疑者の ほとんどが被疑者扶助制度を利用していることから、通訳費の財政負担は相当 なものとなっている。またその他にも、日本の弁護士に対する誤解から、外国 人被疑者が弁護人の依頼をためらうことがあるという問題も指摘されている。 さらに、起訴後の弁護に関しては、弁護人の接見のための通訳を法廷通訳人が 兼ねることの適否、法廷通訳人の他にチェック・インタープリターとして、別 に弁護人のための通訳人を認めることの必要性が指摘されている。また、通訳 費用を訴訟費用に含めてよいか、国選事件については通訳費用を弁護士報酬の 一部としてよいかなどの問題も論じられている。(4)

本稿では、これらさまざまな問題のうち、とりわけ捜査段階で必要となり、 その後に与える影響も大きい、取調べ通訳をめぐる問題につき、議論の整理、 検討を行いたい。その他の問題点については他日を期す。考察は、最初に、捜 査通訳の現状を概観した後、通訳の正確性確保のための方策、通訳を介して作 成された日本語による供述調書の許容性要件という順序で進めることにする。

一 捜査通訳の現状

今日まで警察の通訳体制は、限られた時間内で所要の捜査を遂げなければな らないこと、捜査手続、取調要領に精通した通訳人が望ましいこと、警察捜査 における秘密保持などの点で、警察職員の中から通訳人を確保することが最も 望ましいという理由から、部内通訳の整備に重点がおれてきた。65平成二年度 版の警察白書によれば、警察では従来から、警察職員に対する英語、中国語、 韓国語等の教養を実施してきたが、昭和63年よりタガログ語、平成元年からは これに加えて順次タイ語、ウルドゥー語等についても部外に委託して警察職員 への語学教養を推進しており、また、通訳等を専門とする職員の採用、配置に も努めているとされる。⁶⁰とりわけ、専門職員については、警察庁で平成3年 度以来、地方財政計画において、通訳・翻訳要員として延べ318人を要求し、 平成6年度までにそのうち116名が容認され、また、捜査官自体についても、 警察大学校国際捜査研修所において国際捜査実務能力を備えた捜査官を養成す るため、各種の実務研修が行われてきたが、さらに、語学研修を含めて抜本的 見直しを進めているという。切それでも、各警察とも部内職員による通訳体制 は未だ不十分であり、民間通訳の委託等を含め、体制の整備を図っていく必要 があることに変わりなく、とりわけアジア系言語の通訳は、民間通訳に、捜査 業務の補助として、取調べにおける通訳を依頼している状況にある。そこで、 これら民間通訳人のレベルアップのために、日本の刑事手続等に関する研修会 を実施しているということである。⁽⁸⁾

次に、部内・部外を含めた通訳人の運用体制について、とりわけ、兵庫、警視庁、千葉、埼玉及び静岡等では、部内・外の通訳体制の総合的運用を図るため、語学能力を有する職員を配置した専門的組織として通訳センターを設置し、外国人からの相談への対応や、捜査への通訳の応援派遣等を実施している。⁽⁹⁾

36 (275)

また、現在ほぼ全国の都道府県警察において通訳人運用要項が定められおり、この要項にれば、警察部内および部外の通訳人をあらかじめ通訳要員として指定しておき、通訳が必要になったときにその要員を通訳人として運用している。さらに、広域的な運用の観点からは、各管区警察局レベルにおいて管区通訳センターを設置し、登録制度による相互派遣を実施しているとされる。(10)したがって、今後当分は、警察の通訳専門職員と民間通訳人の両者が、とりわけ少数言語については後者が、取調べ通訳の中心を担って行くものと予想される。

他方、検察も独自に、全国的な通訳人名簿のデータベース化、通訳謝金の充実、通訳人マニュアルや法律用語対訳集の作成、検察官と通訳人との意見交換会を開催する一方、要通訳事件等の国際関係事犯に対応するため、いくつかの大都市の地方検察庁に国際捜査課を設置したり、検察庁職員の語学研修を実施しているとされる。(11)しかし、地方都市の地検では、通訳人の確保に難渋しており、少数言語になるとそれは一層困難になること、またデータベースに登録された通訳人の中には、日程の調整が容易に取れない者も多いため、警察等関係機関や外国語大学等の協力を得て、通訳人の確保に努めている状況にあることが指摘されている。(12)

以上のように、捜査通訳体制は量的質的に未だ十分とはいえない状況にある。これに関し、津田守および宮脇摂の両氏により実施された、確定日が昭和63年7月から平成3年3月(逮捕日昭和62年から平成2年にかけて)までの延べ三年間弱の期間、京都地方裁判所、神戸地方裁判所、大阪高等裁判所で扱われた、フィリピン人が被告人となった事件の裁判記録調査は、深刻な結果を示している。(13)すなわち、供述の録取に際して「英語」「タガログ語」に加えて「日本語」の併用ないし混合があること、つまり、日本人の側で英語を使いつつフィリピノ(タガログ)語を使うことや、フィリピン人の側で程度を変えて英語、日本語、タガログ語を使う話し方が行われた事件が多数あったことが指摘されている。(14)さらに、ここに記載された言語は、必ずしも、被告人にとって第一言語を意味せず、取調べのはじめに、被疑者が本人が日本語や英語を理解すると思っていれば、調達され、臨席する通訳人の通訳可能な言語に合わせて、供

述調書が作成される傾向があることも指摘されている。(15)そしてこの弊害を示すように、弁護士からは、日常会話程度の日本語ができることを理由に、通訳人の手配をしてもらえなかったニュージーランド人の例や、英語を話せないのに、英語の詳細な自白調書が作成されていたバングラディッシュ人の例などの報告もなされている。(16)以上のことから、通訳体制の量的・質的不備は、通訳を付すか否かの判断および、通訳を付ける場合にどの言語の通訳を付けるかの選択の際、捜査側の事情に合わせる形で、対応されている様子を伺うことができよう。

二 通訳の正確性の確保

取調べ通訳については、正確性の問題とは別に、通訳人の中立性に関する問題として、通訳人自らが自白を勧めるといった、捜査側に立った行動を取る場合があることも指摘されている。(17)これに対して、捜査段階での通訳人に捜査機関の立場とは離れた意味での「公正らしさ」は要求されておらず、要は通訳の正確性に留意することであるという見解もある。(18)通訳が正確でありさえすれば、通訳人は捜査機関の立場にたってもよいという考え方は疑問であろう。通訳人が取調べに加担することは、それ自体が供述の任意性に影響を及ぼす重要な問題であろう。もっとも、本稿ではこの論点には触れず、通訳の正確性がどのように確保されているかという点に絞り、議論を整理検討したい。

日本語を解さない被疑者・参考人に対して取調べを行う場合、供述調書の作 成方法としては、まず、捜査官が被疑者等の使用する外国語を理解できる場合、

- I型 取調官が供述者の使用した外国語で作成し、これに供述者の署名押印を得る、
- Ⅱ型 Iに加えて日本語の供述調書も作成し、双方に供述者の署名押印を得る、の二通りが考えられる。

他方、通訳人を介する必要がある場合は、

法経研究44巻2号(1995年)

- ■型 通訳を介して日本語で供述調書を作成し、これに翻訳文を添付、翻訳 文に供述者の署名押印を得る、
- IV型 通訳を介して日本語で供述調書を作成し、これを通訳人が口頭で翻訳、 日本語の調書に供述者の署名押印を得る、

の二通りが考えられる。(19)

通訳人を介する必要がある場合、一般にはⅢ型がより望ましいとされており、この場合は添付された翻訳文にのみ供述者の署名押印があれば、日本語調書もそれと一体のものとして、証拠能力を肯定するのが判例の立場である(最決1957年10月29日刑集11巻10号2708頁)。しかし、現在の実務では主にⅣ型が採用されている。(20)その理由としては、通訳を介しての取調べは、日本語による取調べの数倍の時間を要するため、調書に必ずこれを翻訳した外国語の調書又は訳文を作成すれば、さらに膨大な時間と労力を必要とし、通訳・翻訳人の確保の点からも、また、取調べの時間的制限からも現実的でないという、実務上の必要が指摘されている。(21)

しかし、これに対しては、日本語の供述調書を供述者が読めないため、調書に署名押印を得にくいという短所の他、「供述と記載の間に二重のそごが生じる可能性があり、しかもその発生原因となると思われる当該通訳の通訳人としての一般的能力や通訳時における通訳の正確性あるいは通訳人としての公平性などを供述調書と翻訳文のそれぞれの記載自体を対比するという方法によって事後に吟味をすることができないという問題があって、この点から完璧さを欠くことになることは否み得ないところではある」という問題点が指摘されている。(22)

そこで現在の捜査実務においても、供述者が署名を拒否する場合や後の公判で供述の重要部分につき争いになることに備え、実務では、供述人が和文調書の内容を反訳により読み聞かせられて誤りのないことを認めて署名する場合においても、真に微妙で後日その正確性が問題となり得るようなおそれがあるときには、当該調書の全体または一部を反訳した文書を作成するか供述書の形で作成させ、これに署名を求めることが奨励されている。(23)そしてこれは、犯罪

捜査規範235条1項に予定されているところでもある。もっとも、供述書を提出させるべき場合の明確な基準はなく、日本語による供述調書のみで済ませることを原則とする中、どれだけ運用がはかられるかが今後の課題となる。

また、取調べ通訳の正確性を担保するためのさらに確実な方法として、「外国人被疑者に対する取調べにおいては、近時その必要性が強調されている『捜査の可視化』の要請が特に強く、最小限度、供述調書の読み聞けと署名・指印に関する応答及び取調べの冒頭における権利告知の各状況については、これを確実に録音テープに収め、後日の紛争に備えることが不可欠」という指摘が存在する。(24)しかし、テープ録音制度についても、即座に取調べ実務が応じる状況にはない。「外国人被疑者による凶悪犯、知能犯等の増加にみられる犯罪罪種の広がり傾向が進めば、今後被疑者の供述の信用性、当然に通訳の正確性が問題となる事件が増えると予想されるところである。部外に嘱託した通訳人が証人として出廷する場合に負担を軽減できるかどうか、録音導入のデメリットがあるかどうかなどの問題を中心に、今後、制度的なテープ導入の適否を検討していくことが必要であろう」という指摘があるに止まる。(25)

以上に見てきたように、現在の通訳体制下において、取調べ通訳の正確性を確保する手続はいまだ確立されていない。したがって、通訳を介して日本語で作成されている供述調書の中には、相当に不正確なものが混在することも避けられないだろう。そのような供述調書が法廷に証拠として提出された場合、厳格な許容性審査が不可欠である。そのための手続を最後に若干検討したい。

三 供述調書の許容性審査

前記IV型の供述調書の証拠能力を肯定する条件として、1976年東京高裁判決は次のように述べた。⁽²⁶⁾すなわち、「通訳が多分に機械的、技術的な性質のものであることを考えると、これら通訳人の能力や通訳時の正確性さらには公平性などは、当該通訳人や取調官などを証人として尋問し、あるいは被疑者に対

法経研究44卷 2号 (1995年)

する本人質問を行うなどの方法によって事後的に吟味・確認することができるものであるから、翻訳文を欠くからといって、ただちに通訳の正確性などは事後の確認が不可能であるとして被疑者調書としての証拠能力自体を否定し去るのは相当ではなく、翻訳文を欠く日本語の供述調書であつても、事後の吟味、検討によつてその作成時の通訳の正確性等に疑問のないことが確認できた場合には、所定の要件を備えているかぎりこれに刑訴法三二二条一項に定める調書としての証拠能力を認めることができるものというべきである。」ここでは、供述調書作成時の通訳の正確性・公平性の確認が証拠能力付与の条件とされており、その確認がどのような手続によりなされるべきかが、重要な法律上の論点となる。(27)

この点に関し、学説は主に三通りの見解に分かれる。

第一説は、通訳人を介して作成された日本語供述調書は、そもそも被疑者または参考人の供述証拠であることを否定し、321条 1 項や322条の適用を否定する。

第二説は、通訳人を介して作成された日本語供述調書を原供述の「写し」と解し、321条 1 項や322条の要件の他に、基本的には通訳人の署名押印があれば足りる解する。

第三説は折衷説であり、被疑者または参考人の供述証拠であることを肯定するが、それに通訳を通じての伝聞性が加わり、二重の意味で伝聞証拠と捉える。その結果、321条 1 項または322条の要件の他に、321条 4 項の鑑定書に関する規定が類推適用されるべきだとする。

これらの学説の対立は、通訳の人為・創作性を強調するか機械・技術性を強調するかの違いに依拠しており、最終的には現在の捜査通訳の信頼性に対する認識の違いに起因する。以下、順次それらの当否を検討してみたい。

まず、第一説は、その理由を次のように述べる。すなわち、「日本語で記載された「被告人の調書」と題された書面は、実は、通訳者の述べたことを整理して(時には捜査官の心証による修正をして)記載されたものである。異なる言語間では正確な置き換えというのはおよそ不可能なことであるが、まして微

妙な言回しやニュアンスまでもが問題となる刑事手続では、被告人等の原供述と異なる言語で記載された調書は、もはや「被告人の供述を録取した書面」と呼ぶべきものではない。それは、「通訳者の供述を録取した書面」とされるべきものであり、三二二条はおよそ適用がないと主張することも考えられる。」(28)「原供述者の使用言語ではない、他の言語で録取された書面に対しては、本来、供述者自身の「署名・押印」を要求できない。また、そのような書面に「署名・押印」があっても、それは事実上の意味しかなく(白紙の書面に署名・押印だけがある場合と実質は異ならない)、刑訴法三二一条などが定めるような「署名・押印」としての法的意味を持ち得ない。」(29)

この説によれば、供述調書は通訳人の供述に過ぎないということになり、どのような場合にそれと要証事実と間の自然的関連性を肯定しうるのかが問題となる。これを指示する論者は、当事者の同意があれば326条書面として採用可能と述べるが、326条による当事者の同意に自然的関連性を付与する効力を持たせ得るかについては、疑問である。さらにまた、もし供述不存在を理由に自然的関連性が否定されるのであれば、それは外国語による供述証拠が作成された場合であっても、これが公判時に翻訳された時点で、原供述は不存在になるはずである。結局、第一説のように、通訳の人為・創作性を強調するならば、要通訳事件においては、日本語を介さない者の供述は、およそ証拠として使用できないという結論にならざるを得ないのではないか。

これに対し、第二説は次のように述べる。すなわち、「実務で通常みられる英語の場合などは、その知識も一般の常識に属する範囲のものが多く、その通訳も単純に機械的に行いうることを考えれば、現供述と通訳の結果の関係は一般の書証における原本と写しとの関係と同様にみてもよいと思われる。すなわち、正確性に異議がないときはもとより、異議のあるときでも、当該調書における通訳人の署名押印など一般的方法によって、通訳の正確性を立証することで足りると考えられる。|(30)

この説に対しては、まず第一に、通訳が機械的か否か以前の問題として、IV型の場合は、そもそも原本(外国語による調書)が作成されないのだから、日

法経研究44巻2号(1995年)

本語の供述調書を写しと捉えることには無理がある。さらに実質的にみても、通訳は言語文化についての専門的経験則を適用することにより可能になるのであり、謄本作成のような何ら専門知識を要しない機械的作業とは本質的に異なる (翻訳ソフトを体験されたし)。したがって、原本一写しの理論を通訳文書に適用することも妥当でないように思われる。

第三説は次のように述べる。「通訳を介して供述が録取される場合、通常の録取書の伝聞性に、さらにもう一つ伝聞性が加わることになる。たとえば、検察官の面前における供述録取書である場合には、刑事訴訟法三二一条一項二号の要件を満たすことは当然の要請として、これに加えて、三二一条四項の「鑑定の経過及び結果を記載した書面」と同様に、通訳人が法廷において証人として尋問を受け、真正に成立したことを供述することが、最低限度の要請となるだろう。[(31)

この説は、通訳と鑑定の類似性をその実質的根拠とするものであろう。しかしこれに対しては、まず第一に、刑訴法321条 4 項は嘱託鑑定の場合にも適用されることが前提となるが、この点は、宣誓の保障のない捜査通訳に同条項を類推適用するのは、(嘱託鑑定にましていっそう) 疑問という批判が加えられよう。(32)また、この場合の「成立の真正」は、原供述と調書との一致、すなわち、供述調書の記載内容が正確に通訳されたものであることが裏付けられて、初めて立証されたことになろう。しかし、取調べに立ち会った通訳人の尋問によって、このことをどれだけ明らかにしうるかも疑問である。

四 むすびにかえて

複数言語を用いて取調べが行われている場合が多数を占め、また、必ずしも 供述者の第一言語による通訳も保障できない現状からすれば、日本語により作 成された供述調書のみで、翻訳文を示さずに済ませることは、通訳の正確性確 保という点で重大な問題をはらんでいる。確かに、現状の体制で、常に翻訳文

42 (269)

(被疑者が十分に理解できる一種類の言語によることになろう)の作成を求めることは、通訳を通じての日本語調書を読み聞かせることで済ませるのに比べ、 実務にとって、相当な負担増となるという懸念もわかる。しかし、実務の負担 は、通訳体制の整備、取調べの軽減により解消できる性質のものである。

法律上の問題としては、日本語で作成された供述調書に供述者の署名押印が あるだけで、これに証拠能力を認めることは、相手当事者の同意がある場合を 除いて許されないというべきである。原則として、読み聞けのための通訳が正 確になされ、供述者が日本語供述調書の内容を正しく理解した上で、署名した ことが立証される必要があろう。なぜなら、内容を理解しないままなされた署 名は、訂正申出の機会を奪われたままの署名に他ならず、適法な手続の下の有 効な署名とはいえないからである。したがって、許容性審査は、321条1項、 322条そのものに依拠してなされれば足りるだろう。しかし、調書に正確な通 訳がなされた記載と通訳人の署名押印があるだけでは、正確性の立証として不 十分である。なぜなら、取調べ通訳人が自己の行った通訳の正確性につき、公 平な立場で署名押印することの法的保障は皆無だからである。したがって、取 調べ通訳の正確性のチェックは、作成された日本語調書が明らかに意味不明な 記述や矛盾した記述、あるいは平易な点で誤った記述を含んでいるような場合 を例外として、基本的に別の通訳人によってなされる必要があろう。そのため には、原則として、翻訳文の添付を求めるべきであり、あるいはそれが実務上 負担になるならば、少なくとも読み聞け時のテープ録音により、诵訳の正確性 を立証するしか方法はないだろう。(33)

注

(1) 外国人事件刑事手続に関する総合的研究報告としては、「在日外国人の刑事手続き と人権」法と民主主義242号、「外国人刑事事件の現状と課題」自由と正義44巻1号、 「外国人事件と刑事司法」日本刑法学会刑法雑誌33巻4号などがある。

実務手引書、事例集、資料集としては、藤永幸治他編『国際・外国人犯罪』(東京法令出版、1995年)、青年法律家協会弁護士学者合同部会・外国人と適正手続研究会『外国人刑事弁護マニュアル』(1991年)、外国人刑事事件の東京弁護士会外国人人権救済センター編『弁護士による外国人人権救済実例』(明石書店、1993年)、法務省刑事局外国人関係事犯研究会編『外国人犯罪裁判例集』(法曹界、1994年)、大阪弁護士会編『18言語の外国人人権ハンドブック』(明石書店、1992年)などがある。

その他に外国人犯罪に関する総合的研究として、「外国人関係犯罪」法律のひろば46巻7号、「来日外国人と治安」警察学論集46巻7号、「在日外国人問題」中央学院大学総合科学研究所紀要9巻2号、法務省法務総合研究所『平成6年版犯罪白書』、法務総合研究所研究部紀要刑事政策研究37第2分冊、「犯罪と犯罪の国際化」法律のひろば48巻1号などにも刑事手続に関する論文が掲載されている。

- (2) 村瀬均「外国人被告人の裁判上の問題点と対策」法律のひろば46巻7号29頁、田中 康郎「外国人刑事事件の裁判上の問題点と対策」法律のひろば48巻1号26頁以下参照。
- (3) 当番弁護士制度運用状況集計表(1994年1月~12月)季刊刑事弁護1995年2号183頁 による。
- (4) 通訳を受ける権利および通訳費用の問題については、江橋崇「裁判を受ける権利と通訳を求める権利」法学志林87巻4号21頁、岡部康昌「アメリカ合衆国の法廷通訳人に関する問題」阪大法学40巻3・4号723頁、ジュリスト1043号特集「外国人事件と刑事司法」に掲載の長沼範良、酒巻匡、寺崎嘉博各論文、水谷規男「紹介エシーユ『刑事における通訳』」三重法経1993年度1号43頁等を参照されたい。
- (5) 森下克弘「来日外国人犯罪の現状、問題点と捜査上の留意事項」警察学論集45巻 4 号15頁、島根悟「外国人被疑者と捜査手続をめぐる諸問題」警察学論集45巻10号12頁。
- (6) 平成二年版警察白書70頁

44 (267)

犯罪捜査における取調べ通訳をめぐる法的問題

- (7) 岡本毅「『来日外国人問題対策に関する基本方針』の策定について」警察公論50巻 2号26頁。
- (8) 新美恭生「来日外国人問題に対する警察の対策と今後の課題」法律のひろば48巻 1 号19百。
- (9) 森下克弘•前注(5)16頁。
- (10)新美恭生 前注(8)19頁、岡本毅 前注(7)26頁。
- (11)平成六年版犯罪白書263頁。
- (12)中川清明「外国人被疑者の刑事手続をめぐる問題点」法律のひろば46巻7号21頁、 田内正宏「外国人被疑事件の処理の実状と問題点」法律のひろば48巻1号22頁。
- (13)津田守=宮脇摂「外国人刑事手続における通訳・翻訳・意志疎通の現状-フィリピン人の事件記録調査から-|自由と正義44巻1号31頁。
- (14)津田、宮脇両氏の調査結果は以下のとおり。

<警察における取調べ>

英語・タガログ語:54通、28.6%

英語:38通、20.1%

タガログ語:36通、19.0%

日本語•英語:15通、7.9%

通訳人に関する記載のみ:33通、17.5%

通訳人、通訳言語の記載なし:13通、6.9%

<検察における取調べ>

タガログ語:11通、27.5%

英語・タガログ語:11通、27.5%

英語:6通、15.0%

通訳人に関する記載のみ:9通、22.5%

通訳人、通訳言語の記載なし:3通、7.5%

- (15)津田=宮脇・前注(13)38頁。
- (16)大貫憲介「外国人被疑者に適正手続は保障されているのか」法学セミナー428号45 頁、村岡啓一「或る外国人刑事事件の教訓」自由と正義44巻1号74頁

法経研究44巻 2 号 (1995年)

- (17)米倉勉=生駒巌「外国人刑事手続の捜査段階における問題点」法と民主主義242号8 頁、浅田和茂「外国人裁判と刑事手続」ジュリスト1000号240頁、桜木和代「外国人 と刑事手続き」刑法雑誌33巻4号826頁。
- (18)島根悟•前掲注(5)14頁。
- (19)松本時夫「外国語による調書」刑事訴訟法判例百選(第五版) 184頁。
- (20)原田明夫「外国人の供述調書」警察関係基本判例解説100(別冊判例タイムズ第9号) 210頁、川上和雄編『刑事裁判実務体系第11巻犯罪捜査』534頁(尾崎道明)、渡辺咲 子「警察実務判例解説(取調べ・証拠篇)」(別冊判例タイムズ第12号)110頁、島根 悟・前注(5)16頁、藤永幸治編・前注(1)125頁(勝丸光啓)、三浦正晴「外国人関係犯罪 の捜査をめぐる我が国法制の概要(上)」警察学論集47巻7号 131頁。
- (21)渡辺咲子・前注(20)111頁、島根悟・前注(5)15頁
- (22)東京高判1976年11月24日高刑集29巻4号639頁。
- (23)原田明夫・前注(20)210頁。島根悟・前注(5)17頁、勝丸光啓・前注(20)126頁。
- (24)浦和地判1990年10月12日判時1376号24頁。当該判例を支持する見解として、村井敏邦「外国人の刑事手続」法学セミナー448号103頁、浅田和茂「外国人事件と刑事司法ー概観ー」刑法雑誌33巻4号782頁、梓澤和幸=三木恵美子「外国人事件の弁護はどのように行うか」竹沢哲夫=渡部保夫=村井敏邦編『刑事弁護の技術(下)』474頁。もっとも、安富潔「外国人被疑者と取調べ」警察学論集46巻2号148頁は、当該判例の意義につき、これは特殊な事案に関するものであり、「一般には、通訳の正確性は、通訳人を証人として尋問したり、供述書を提出させるなどによって事後的に吟味が可能であるといってよいであろうから、常にテープによる録音までが必要であるとはいえないかもしれない。もっとも、捜査機関としては、公判での通訳の正確性が争われることを考慮してそのための方策を検討しておくことは必要であろう」と述べる。
- (25)島根悟・前注(5)18頁。
- (26)東京高判1976年11月24日高刑集29巻4号639頁、同旨:大阪地判昭和1983年1月28日 判時1089号159頁。
- (27)前注の二件については、いずれの第一審でも、取調時の通訳者の証人尋問が行われている。秋田地裁1991年5月1日判決(法務省刑事局外国人関係事犯研究会編『外国人

46 (265)

犯罪裁判例集裁』9頁所収)は、取調官の証人尋問だけから、通訳の正確性を認定している。

- (28)青法協弁護士学者合同部会/外国人と適正手続研究会「外国人刑事弁護マニュアル」 38頁。
- (29)大出良知=川崎英明=神山啓史=岡崎敬編著『刑事弁護』65頁。
- (30)松本時夫・前注(19)185頁、同旨:渡辺咲子・前注(20)111頁。これに近いが、三二三条三項書面とする説につき、山崎清「外国人たる被告人の検察官に対する供述調書としての証拠能力の認められる事例」警察研究32巻4号109頁。

なお、医師の作成した国民健康保険被保険者診療録中の外国語を日本語に直し作成された同文書の写しは刑訴法三二三条三号の書面に該当するとされた事例として、仙台高裁1950年11月18日判決高検速報25年4号88(最高裁判所事務局編『証拠能力に関する刑事裁判例集』322頁所収)。

- (31)村井敏邦「外国人の刑事手続」法学セミナー448号103頁。同旨: 瀬野俊之「権利に 関する一試論 | 法と民主主義242号13頁。
- (32)大出良知=川崎英明=神山啓史=岡崎敬編著『刑事弁護』65頁参照。
- (33)この問題に関する比較法的紹介がなされている文献として参照、江橋崇「裁判を受ける権利と通訳を求める権利ーコモンロー諸国における捜査通訳、法廷通訳ー」法学志林87巻4号25頁。松田章他「世界各国における外国人犯罪(第1報告)ーその背景・現状及び対策ー」法務総合研究所研究紀要刑事政策研究37第2分冊1頁。
- *本稿は1994年4月から3年間、文部省科学研究費補助金(一般研究B)を交付された 共同研究(研究代表者・名和鐵郎)「外国人犯罪の現状とその刑事政策的課題」の研 究成果の一部である。